

福祉新聞 2009 年 3 月 2 日

## < 障害福祉サービス 専門職配置で加算 >

### 2009 年度報酬改定案示す

厚生労働省は 2 月 20 日、障害福祉サービスの報酬の改定案を示した。全体で 5.1% 引き上げ、2009 年 4 月から適用する。例えば訪問系サービスの場合、職員研修の計画的実施、介護福祉士の割合が 30% 以上、利用者の 30% 以上が障害程度区分 5 以上 - のすべてを満たしていれば報酬の 20% を加算する。報酬改定は障害者自立支援法が施行されてから初めてで、改定案について意見を募集した上で 3 月下旬に告示する予定だ（改定案の概要は 8 面に）。

### 全体で 5.1% 引き上げ

障害福祉サービスの報酬改定については、全体で 5.1% 引き上げる方針で 2009 年度予算案が組まれているが、どのような内訳にするのか、具体的な内容は今回示された。基本的な考え方としては 良質な人材の確保、事業者の経営基盤の安定、サービスの質の向上、地域生活基盤の充実、中山間地などへの配慮、新体系への移行促進 - を指向している。

例えば、良質な人材を確保しサービスの質を向上させるために、専門職が多ければ一定の加算をすることにした。

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）の場合、職員研修を計画的に実施、介護福祉士が 30% 以上または常勤職員によるサービス提供時間の割合が 40% 以上、利用者の 30% 以上が障害程度区分 5 以上 - のうち、3 点とも満たしていれば報酬の 20% が加算される。 と に適合している時、または と に適合している時は 10% の加算とする。

療養介護、生活介護、児童デイサービス、グループホーム、ケアホーム、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合は、社会福祉士などの資格保有者が 25% 以上雇用されている事業所、常勤職員の割合が 75% 以上または勤続 3 年以上の常勤職員が 30% 以上 - という要件に対し、どちらかを満たしていれば「福祉専門職員配置等加算」が付く。この加算は障害児施設でも設ける。

一方、生活介護や就労継続支援など利用のキャンセルが報酬減に響く事業は、サービス提供体制を整えてあったことへのフォローとして、1 月に 4 回まで「欠席時対応加算」を付ける。この加算は旧法通所施設でも設けられる。

また、中山間地などで暮らす人へのサービス提供を評価するため、訪問系サービスには「特別地域加算」を設けることにした。

このほか、サービスごとに着目すると、重度訪問介護では、経営実態調査の結果を踏まえて単価をアップするとともに、「1 時間未満」と「2 時間未満」の間に「1 時間 30 分未満」という区分を新設した。

グループホームとケアホームでは、長期間の入所・入院生活から地域生活へ移行する時

に利用できるようにと、「体験利用」の単価を設ける。

生活介護と施設入所支援の基本報酬については、平均障害程度区分ではなく、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。

なお、改定案に対する意見は、厚労省の障害保健福祉部障害福祉課( FAX03・3591・8914 )が 21 日まで受け付ける。

また、詳細が示された都道府県等・国保連合会合同担当者説明会の資料は WAM のホームページ ( <http://www.wam.go.jp/> ) で見られる。